三　政府代表部

地域	所在地	控除率	限度額						
			単位	別号					
				公使	1号	2号	3号	4号	5号
アジア	ジャカルタ（東南アジア諸国連合）	14.4%	アメリカ合衆国ドル	4,282	3,479	3,077	2,676	2,408	2,408
北米	ニューヨーク（国際連合）	8.0%	アメリカ合衆国ドル	7,730	6,280	5,556	4,831	4,348	3,865
	モントリオール（国際民間航空機関）	14.8%	カナダ・ドル	4,109	3,338	2,953	2,568	2,311	2,054
欧州	ウィーン（在ウィーン国際機関）	15.3%	ユーロ	2,912	2,366	2,093	1,820	1,638	1,638
	ジュネーブ（在ジュネーブ国際機関）	8.5%	スイス・フラン	6,547	5,320	4,706	4,092	3,683	3,274
	（軍縮会議）	8.5%	スイス・フラン	6,547	5,320	4,706	4,092	3,683	3,274
	パリ（経済協力開発機構）	10.9%	ユーロ	4,091	3,324	2,941	2,557	2,301	2,046
	（国際連合教育科学文化機関）	10.9%	ユーロ	4,091	3,324	2,941	2,557	2,301	2,046
	ブリュッセル（欧州連合）	13.6%	ユーロ	3,267	2,655	2,348	2,042	1,838	1,634

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　次に掲げる外務公務員であって、平成二十四年三月三十一日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、この政令による改正後の別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一　在キルギス、在リトアニア及び在ルワンダの各日本国大使館並びに在済州、在ユジノサハリンスク及び在ジッダの各日本国総領事館に勤務する外務公務員

二　在インドネシア、在キューバ、在エストニア、在オーストリア、在スロベニア、在ドイツ及び在ブルガリアの各日本国大使館、在上海日本国総領事館並びに東南アジア諸国連合及び在ウィーン国際機関の各日本政府代表部に勤務する外務公務員であって、住居手当の支給に関して別表第二の五号の号の適用を受けるもの以外のもの

三　在モザンビーク日本国大使館並びに在チェンナイ、在サンパウロ及び在リオデジャネイロの各日本国総領事館以外の在外公館に勤務する外務公務員であって、住居手当の支給に関して別表第二の一号の号の適用を受けるもの（前二号に掲げる外務公務員を除く。）

外務大臣　玄葉光一郎

内閣総理大臣　野田　佳彦